

## 第 66 回 道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成 26 年 12 月 1 日（月） 13:00～15:00

場 所： 本庁舎 2 階 共用会議室

出席者：

（委 員） 河西会長、菊池副会長、太田委員、岡田委員、岸本委員、  
寺下委員

（事務局） 総合政策部地域主権局 渡辺局長、渡辺参事 他

（事務局）

定刻となりましたので、第 66 回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

（河西会長）

それでは、本日の議事の大まかな流れです。

まず、前回審議した道民アイデアのうち、一次整理の理由について再度整理が必要な項目がありましたので、その審議を行ってまいりたいと考えております。

その後、第 7 回答申に向けた道庁内検討項目の検討状況について事務局から説明をいただきます。

それでは、本日の議事に入る前に、前回委員会の審議結果について簡単に説明をさせていただきます。

参考として、お手元の席上配付資料をご覧ください。

前回は、第 64 回で審議をしました「農業委員会の共同設置を可能とする特例措置」、「超短波放送（コミュニティ FM）の放送免許交付に係る権限の移譲」の一次整理の理由について調整を行い、新たな道民アイデアとして「水質汚濁防止法の有害物質等の追加」、「最低賃金改定に係る事務の移譲」、「国土利用計画法に基づく監視区域等指定権限の移譲」、「独立行政法人の定款変更に対する国の関与の廃止、認可権限の移譲」の 4 項目を審議し、いずれも一旦検討を終了することとなりました。

また、第 7 回の提案に向けまして道庁内の検討項目の検討状況について事務局からの報告と、第 4 次一括法で権限移譲されなかった事務・事業のうち、リサイクル関連分野の審議を優先して進めていくということを確認いたしました。

以上が前回の審議結果でございます。

それでは、前回委員会で一旦終了と整理された検討項目の中で、次回までに理由を一度整理することとされた検討項目がありました。水質汚濁防止法に係る罰則の有効性に関し

てご質問が出て、こちらに関して事務局から整理案をご説明いただきたいと思います。

(事務局)

お手元に資料2、参考資料1をご用意いただきたいと思います。

はじめに、前回のご議論の内容を簡単におさらいしたいと思います。

資料2をご覧いただきたいと思います。

アイデアの概要でございます。利根川水系における汚染の事案を例にあげ、水質汚濁防止法に基く有害物質等について、現在、政令で定められているものを知事が定めることができるようにすれば、道による迅速な規制、あるいは強制調査などの対応が可能になるというものでございました。

事実関係の整理です。水質汚濁防止法では、国が全国一律で排水基準を定めており、工場などからの有害な物質などの排出を規制しているというものです。その上で、3の(2)のとおり、全国一律の基準では規制が不十分と考えられる水域については、都道府県が条例により国よりも厳しい排水基準を定めることが法律の中で認められている。これを、上乘せ条例と呼んでおります。

更に、今回の提案にありますように、国が規制していない物質、あるいは施設・業種などについても地方公共団体は独自に条例を定めて排水規制を行うことが法律で認められています。これを、通称、横出し条例と言います。

道におきましては、上乘せの条例も横出しの条例も既に制定済みで、参考資料の後ろの方に抜粋して付けておりますので、後程適宜ご覧いただければと思います。

一次整理の対応方向といたしましては、ただ今ご説明しましたとおり、国の規制の対象外の部分につきまして、道が条例で必要な規制を行うことは現行制度上で可能である。現に行ってもいるということで、一次整理の案としては、一旦検討を終了することでご了承いただきました。

ただ、この提案に対しまして、この理由だけではアイデアに対してすべてを答え切れていないのではないかと。つまり、アイデアの概要の○印の三つ目のところで、道による排水の規制が可能なのはわかったのだけれども、その後段の強制調査などの対応という部分について、条例による排水規制の実効性確保のために違反者に対する調査の権限や罰則についてはどのようになっているのか。その部分を、まだ答え切れていないというご指摘、ご意見をいただいたところでした。ここまでが前回のご議論でございます。

ここで参考資料1をご覧いただきたいと思います。

参考資料の1ページ目と2ページ目には、水質汚濁防止法の背景ということで、概要版と詳細版をお付けしております。

1ページ目にあるとおり、法律の規制としては、事前の規制として、施設を設置する際の事前の届出の義務があるほか工場の操業時の規制として事業者側には、排出する水の測定や記録する義務、あるいは排水基準の遵守の義務、行政側としては、立入検査や報告徴収

の権限があり、排水基準に違反した事案に対する罰則などが規定されています。

また、通常時であれば河川の流水などで排水が希釈されるということを前提にして排水基準は定められているのですが、異常湧水時には、同じだけ排水しても濃度が濃いままで河川に流れてしまうということになります。そうした場合に工場からの排水そのものを減少させるという措置を命令する権限。あるいは、工場・施設の破損事故等による排水事故に関しまして応急措置を取ることを知事から命令する権限が法制化されているところです。

3 ページ目につきましては、排水基準に関して上乘せ・横出しの条例が図式化されたもの。前回の資料に小さく付いていた物を拡大して付けています。

次に 4 ページ目をご覧くださいと思います。追加部分についてご説明いたします。水質汚濁防止法を所管している環境省から法の解釈等に関する通達が出ております。そこからの抜粋を掲載しております。

14(3) で規制の方法とあります。「法第 29 条の規定により」というのが横出しの条例の部分です。条例で排水規制を行う場合には、規制に必要な措置をすべて条例で定めなければならないということで、法第 3 条 3 項の上乗せ排水基準を定める条例は、その上乘せの排水基準のみを定めるもので、その強制はすべて本法によって行われるのに対して、法第 29 条によって条例で規制を行う場合には、基準の設定、施設の届出、改善命令等、排水の規制体系自体につき条例で定めなければならない。これが通達で出ております。

つまり、上乘せ条例では、排水基準の厳しい基準だけを規定しているだけで、その強制、報告徴収や立入検査については、法律の規定をそのまま使って行われるのに対しまして、横出し条例では、その規制を行う場合には、先程触れました届出制、改善命令、罰則など、先程 1 ページ目でご説明したような法律での枠組みをそのまま条例で規定をつくりなさいとなっております。

4 ページ目の整理表です。法律と道の横出し条例に関して、そういった項目を対比して整理しています。ご覧いただければ、道の条例においても法律と同様に事業者への義務付けの項目や、虚偽報告や基準違反の場合の命令や罰則などの措置について網羅されているということがおわかりいただけるかと思います。

資料 2 に戻ります。

今回書き加えた部分に下線を引いています。中程の 2 制度の概要では、補足的な意味合いで、水濁法での実効性確保の措置として、知事の権限として改善命令、立入検査、罰則等々の種々の措置が規定されていることを付記しております。

4 法と条例の関係には、先程ご説明しました環境省の通達の趣旨を載せております。

一番下の欄は道の横出し条例である「北海道公害防止条例」ですが、こちらにおいても法律の体系と同様の規定を設けて条例での規制の実効性を確保しているということを書き加えております。

ちなみに、今回のアイデアの元となった利根川の事案の発生は、群馬県においても川の  
上流、水源の県として、今回、実際に流出してしまった物質も含めて適正管理計画を策定

したり、知事へ報告するといったような新たな独自の措置を元々あった横出し条例に追加する形で改正の措置が取られているということを付け加えさせていただきます。

(河西会長)

それでは、ただ今の事務局からの説明に対してご意見があればよろしく申し上げます。菊池副会長がご質問されていたと思いますが。

(菊池副会長)

この回答の中で、提案されている方の趣旨が反映されているかどうかということがあったと思います。

今のところでは、3番目の、「その結果、道による迅速な規制や強制調査などの対応が可能になる」のところのご説明をいただいたということなのですか。

簡単にまとめるとどんな感じになるのでしょうか。

(事務局)

道が独自に定めている部分について、その実効性の確保の部分がどうなのだろうかということについて前回お答えし切れなかったのです。

そちらについても、法律本体と同じように立入検査や報告徴収、罰則はこの前もご説明したのですけれども、それに至る前の段階でも調査したりする権限が道の権限として条例の中で定められているので、そういった事案が発生したときにも、対応としては、今の条例の枠組みの中で十分可能になっていると整理しました。

(菊池副会長)

そうすると、3番目、「その結果～」以降のことについては、ここに書かれていることで網羅されていると考えていいのですね。

(事務局)

はい。一言で言うとそうなります。

(岸本委員)

道民からのご提案の趣旨をどういうふうに汲み取るかというところなのです。上乘せ、あるいは横出しというものを北海道知事が柔軟に動けるようにしてほしいという、このご提案であれば、これをこう読めば、現行の水質汚濁防止法のシステムに則ってもそれはできるよになっているし、北海道としても北海道公害防止条例というものを定めて、上乘せは勿論のこと、横出しについてもやっていますよ。しかも、その実効性確保という点からするならば、上乘せの場合は、水質汚濁防止法に基づいて直接やる。横出しの場合は、

当然、条例で独自に規律しなければいけないわけだけれども、条例で規律しておりますというお答えで十分だと思います。

ただ、私が一点、皆様方のご感覚といいますか、ご判断を仰ぎたいのは、このアイデアの提案が、ただ単に上乘せ・横出しをするような体制を整えてくれというところで止まっているならこれでいいと思います。

ただ、その提案の背景にあるのが、物質について詳しいことは存じ上げませんが、具体的に、ヘキサメチレンテトラミンについて排出基準がなく、塩素が加えられなければ無害であるが故にこれまで規制の対象でなかったのだけれども、塩素が加えられたために今回の利根川水系みたいなことが起こっただろう。

この人の趣旨が、ヘキサメチレンテトラミンという物質の横出し規制により柔軟に行ってくれという趣旨だったとするならば、北海道条例でも横出しをやっていますといっても施設規制にしかなっていないわけで、排出規制は行われていないわけです。この点については、この文書でもまだ答えていないことになってしまうのです。

問題は、アイデアの概要・背景を、どう我々として受け取るか。どこまでを受け取って、我々はどこまでどうお答えする職務を負っているかということを確認した上で、もし横出し・上乘せの規制云々というところだけだったら当然これでOKです。

ただ、他方で、仮にヘキサメチレンテトラミンについて、先程、事務局からもご指摘がありましたけれども、利根川水系のある県で独自の動きをしようとしているものもあるみたいだ。これを受けて、我々がもっとヘキサメチレンテトラミンを北海道としてもやるべきだということまで提案する権限が、もしこの委員会にあるとするならば、そこまで踏み込んだ回答をするのか。あるいは、この程度で抑えておくのか。

その部分は、権限の問題もあるので、私には、そこをもっと踏み込めと言っているわけではないのですが、そこを確認した方がいいかなと思います。

いかがでしょうか。

(河西会長)

前回、その件に関して、仕組みとしては審議会を設けて議論をするという話だったかと思えます。その辺りを再度ご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

道州制特区の提案ということで横出し・上乘せの方になると思うのです。

この物質そのものを規制するべきだということであれば、それは、環境の審議会において北海道でこういう事案があつて、正に被害が出るというようなことがあつて初めて動き出すということです。

ここの委員会では、今これで止まっていいのではないかと、私どもはそう考えます。

(岸本委員)

その環境審議会の方に我々の方から、この点をどういう結論になるかどうか審議してくださいという投げかけをする必要まではないということですね。

それなら私はこれで結構だと思います。

(河西会長)

その辺りは、お役所的ではありますが。

(岸本委員)

いずれにしても管轄の問題で、もしここが、規制の問題だけで、具体的にどうそこに踏み込んで行くかというところを内部の組織間同士でそこまで踏み込んで提言をするところまでいかになくていいのであれば十分な文章だと思います。

(河西会長)

それでは、今回事務局から提案をいただきました文章で整理をするということによろしいでしょうか。

(菊池副会長)

今、岸本先生が言われたことは、すごく重要だなと思うのです。

これは、今の話とは関係ないことなのですが、今までも何回か道民アイデアの背景にあるものを読んで、そこに到達した例は、木材の高層建築の話がありました。結局、その背景が、岸本委員が言われるように、この人の本意は何だったのだろうということのある程度読み解いていくと、もしかしたら、根幹は違うところにルーツがあって、それを言われているのかもしれないなというふうには到達したこともあるのです。

本質を理解できるよう議論されるのがいいのではないかと考えています。

例えば、水質汚濁防止法や何かで規制されているものは、都市公害を中心としたもので、例えば、有害な農薬に対してフォローがされていないのではないかとか、雑談レベルというか、巷の提案レベルの話は、そういうことがあるわけです。そういうものを、審議会でいろいろなものを決めていくということが背景に、自分としてはパッと頭に浮かんだのです。でも、ここの課題とは、ちょっと違うのですが、そういう課題もあるというところまで思い至ったら、また、違う発想もあるかもしれないなということで、次の提案に向けては、何か、裾野のところを幅広にとらえられる地域づくりとか、その周辺をとらえられるような仕方ができたらと思いました。

(河西会長)

菊池委員がおっしゃっているのは、水質汚濁防止に係る問題で、このようなアイデアが

出てきたのだけれども、もう少し幅を広げてみたら、水質だけではなくて土壌の汚染であったり、そういったところで国が持っている権限を道に移譲してもらった方が、より良い自治ができるというものがあれば、是非考えていただきたいというお話。

(事務局)

確か、副会長がご指摘の高層木造建築の関係から、結果的には、北総研の建築基準法の許認可の方へということで、裾野を広げた結果で、第6回目のような提案ができたと考えています。

今後とも、できるだけいろいろな提案に結び付けていきたいと考えています。

(河西会長)

有害物質に係わるようなものに関して、今まで道民提案もしくは市内提案は他にありましたか。

(事務局)

23年辺りからの道民提案ではなかったです。

私どもで調べたのは、たまたま水質汚濁ですけれども、大気、騒音、振動、土壌などについては、みんなこの体裁で法体系ができています。その辺のものについては、都道府県が、横出し・上乘せできるようになっています。

それ以外のものでもそういうものがあれば、それについても上乘せ・横出しができていないのであればできるようにするというところを探すことはあるかと思います。

(岸本委員)

おそらく菊池副会長も同じお考えなのだろうかと拝察しております。

問題は、道民の方々が我々に対して何らかの提案を出してきたときには、必ず彼らは、内部組織というのはわからないわけですし、知る必要もないわけです。これによって北海道に対して我々はメッセージを発したいということであるならば、確かに、ここでヘキサメチレンテトラミンをどうするか。他にも上乘せ・横出しというものをやる必要はないかどうかというところを、確かに環境審議会や、それぞれの権限がありますので、我々が言えるところというのは限界があると思います。

ただ、問題は、ここでこういう議論がなされましたという情報を環境の部門に提案する必要は、道民との関係で絶対にやらなければいけない法的義務があるとまでは言いませんけれども、願わくば、このような提案がきていました。一応、このように答えています。そちらの部署にも関係があるから情報を流しました。その後独自にどう対応していくのかどうかはそちらで、何かあったらご審議くださいという情報共有はしていますよというところはあっていいかと思ったのです。

だからといって、今回の回答案にそこまでやりましたというように書く必要まではないと思います。体制としては、そのようにやるのが、おそらく提案をしてくださった道民に対する真摯な対応、北海道としてもやっていますよということになるのではないかと思います。

その後はどのように部署に回されるかはお任せいたします。ここに書く必要はないとは思いますが、そこだけ。

(事務局)

これについては、道民提案で関係部があるものについては、全て、回答作成にあたって協力していただいています。

(岸本委員)

そうですか。それならなおのこと私も申し上げることはございません。よろしくお願いします。

(河西会長)

付け加えれば、提案された道民の方々に実際に回答を返すときに、こういうようなことがあったら環境生活部に申し出てもらえればというようなところまでフォローしていただきたいというようなことなので、今回の委員会の文章としては、これで十分ということで。それ以外のところでフォローがあるということでご承知いただければと思います。

(岸本委員)

ありがとうございました。

(河西会長)

それでは、菊池副会長がおっしゃったように、他の有害物質等の問題に関わるようなもので何か権限移譲ができそうなものがあれば、もう一度本棚から引っ張り出していただければ幸いです。

それでは、次の議事に入りたいと思います。

前回委員会において第7回提案に向けて道庁内での項目の検討状況について事務局から報告と、第4次一括法で権限移譲されなかった項目のうち、リサイクル関係の項目を優先して進めていくことを了承いただきました。

その検討状況について事務局から説明をお願いいたします。

なお、議事の進め方についてですが、リサイクル関係の項目が7本ありましたので、各項目の概要について一本ずつ説明と質疑を行います。その後、提案に向けたメリットや課題についてまとめて説明と審議を行ってまいりたいと思います。



それでは、説明に入る前に前回リサイクル関係として事務局から一本ずつ説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

前回リサイクル関係の分野として 7 項目をあげさせていただいておりました。そのうちの省エネ法に関する項目については、エネルギー政策の一環で、リサイクル政策とは若干フレーム、政策目的も若干異なっているため、引き続き整理に時間をいただいて今回検討する項目からは外しております。次回以降に、改めて皆様にお示ししたいと考えておりますのでご了承いただきたいと思います。

そのようなわけで 6 項目につきまして順次お手元の資料 3、参考資料 2、参考資料 3 を使ってご説明します。

まず、資料 3 をご覧いただきたいと思います。

今回の検討候補として取り上げたのは、1 番の「資源の有効な利用の促進に関する法律」から、6 番目の「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」まで 6 つの法律に関する事務・権限です。

なお、それぞれの法律の名称は、以後カッコ書きの略称・通称によることとします。

ここからの説明は、まず資料 3 の左半分のところ、法の目的や今回検討候補となる事務・権限について、法律ごとに概要のご説明、質疑などを行い、資料の右半分の移譲のメリット・デメリット等については、かなり共通していることから、最後にまとめてご説明する形をとらせていただきたいと思います。

まず、個別の法律の説明に入る前に、リサイクルをめぐる全体的な法体系につきましてご説明をします。参考資料の 3 をご覧いただきたいと思います。

こちらの資料は、経済産業省が作成している「資源循環ハンドブック」という冊子から関係するページを抜粋したものとなっております。

1 ページ目の頭に「循環型社会形成のための法制度と 3R 政策」とあります。3R というのは、廃棄物の関係です。発生の抑制をリデュース、再使用をリユース、再資源化をリサイクルと言い、この三つの頭文字の R を取って 3R と呼んでいるということです。循環型社会の実現に向けた基本的な行動指針を指したということになっております。

廃棄物、リサイクルの対策に関しましては、高度経済成長期以降、大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動の中で最終処分場の不足や不法投棄の問題が大きくなってきております。これからは、そもそも、排出されるゴミの量を減らそうという観点、それから、一旦使用された資源を有効に再使用・再資源化できる社会を構築していくべきという考え方の下に、左側の体系図の一番上の「循環型社会形成推進基本法」という基本法が制定されております。

この法律を頂点として、この下に各種のリサイクル法や廃棄物処理法などが位置付けられているという体系になっております。

リサイクルの法制度については、まず一般法として「資源有効利用促進法」があり、個別のリサイクル法として 1 ページ目の左下にあるとおり容器包装、家電、食品など各種の法律が制定されています。

1 ページ目の右側です。製品のライフサイクルからみた各法律の位置付けが図式化されており、製品が生産され流通して消費・使用されて、その後回収・廃棄というように流れております。その下に、各法律との関係が階段状に上下対比の形で並べられております。

まず、資源有効利用促進法は、主に製品の製造段階、回収の段階に関して各種メーカーや事業者への義務付けなどについて定めているものです。その下の個別のリサイクル法は、製品が使われたり消費された後の段階、再使用や回収してどうリサイクルに循環させていくかといった段階に関する事業者への義務付け・規制を規定しているものです。

そうしたサイクルにのらず、リサイクルなどができないものを最終的に廃棄物として適正に処理するため廃棄段階として廃棄物処理法という法律が位置付けられております。

ここまでがリサイクル関係法の体系についての大まかなご説明です。

引き続き個別の法律における検討の対象候補の事務・権限について、一つ一つご説明します。

一つ目、資源有効利用促進法です。参考資料 2 の 1 ページ目、参考資料 3 の 2 ページ目をご覧ください。

この法律は、3R の取組の総合的な推進を目的としており、特に施策の取組が必要な 7 種類の業種・製品を区分・対象としております。対象事業者については、大臣が定めるガイドラインというものがありますが、これに従って省資源化や再利用などに取り組むことが事業者には義務付けられているというのが概要になります。

具体的には、参考資料 3 の 2 ページ目、右側の概要の図をご覧くださいと思います。

先程、7 種類と申し上げましたが、四角で囲まれている区分の中でございまして、参考資料では左上から特定再利用業種、指定省資源化製品、指定再利用促進製品、分別・回収の欄にいくと、指定再資源化製品、指定表示製品、下段の副産物対策というところでは、特定省資源業種、指定副産物という、この 7 つが法律上の区分になっています。

それぞれ簡単にご説明いたします。まず、特定再利用業種は、原材料に再生資源の利用を促進すべきと指定されているもので、たとえば紙の製造業、製紙工場であれば、古紙を回収して、もう一回製品として蘇らせようということ。建設業であれば、土砂やコンクリートをもう一回資材として使おうというような取組が義務付けられているというものです。

一つ一つは省略いたしますが、その他に、指定省資源化でいけば、製品の軽量化、軽くしたり小さくしたり、長寿命化することで原材料の合理化を図っていこうというもの。指定表示製品というのがありますが、分別・回収では、我々消費者が分別してゴミを出しやすくするように、製品にペットボトル、アルミ、スチールのマークの表示を業者に義務付けているのがこういった製品になります。

業種、あるいは、製品は、それぞれ重複しているのですが、全体では 10 の業種の 69 品

目について事業者が取り組むべき 3R の内容を国が判断の基準、ガイドラインという形で定めて事業者に義務付けをしております。

参考資料 3 の 3 ページには、参考までにそれぞれの区分ごとに具体的な製品の例を載せてございます。後程ご覧いただければと思います。

次に、参考資料 2 の 1 ページ目です。この法律の中で今回検討の候補となる国の権限についての資料になります。

先程の 7 区分の業種・製品の対象事業者については、3R の取組に関する義務ということを申し上げましたが、国が定めた判断の基準に照らして、そういった事業者の取組が著しく不十分という場合には、その下の指導・助言から、さらに勧告、それでも改善しなければ公表・命令、罰金の適用というところまで措置が規定されております。

先程申し上げましたが、7 区分それぞれに分けて規定があります。対象事業者は、下の方に囲みになっている特定省資源事業者など、7 区分それぞれが規定されております。

次の 2 ページ目は、同じ内容になるのですが、7 区分を横に並べた資料になっております。太枠で下の方に囲んでいるのですが、指導・助言や勧告・公表、こういったところが今回の検討の対象となる部分ということで、横に七つ並んでおります。

その囲みのすぐ上の所に事業者の判断基準の策定というのがあります。こちらが、先程から申し上げています国が策定するガイドラインのことです。これに適合しているのか否か、対象事業者の取組状況に関する指導監督権限を国から移譲することを求めていくことを検討しようというものです。

事業者に対する勧告・公表の後、それでも勧告の内容に従わない場合には、最終的には命令・罰則まであるのですが、この命令を発する前の段階で国の審議会に諮るということが法律上明記されております。

(河西会長)

それでは、ただ今の事務局からの説明に対してご質問・ご意見があればよろしくお願いたします。

(岸本委員)

要するに、1 番の法律というのは、事業者がものを製造したりするときの企業活動を行う上でのゴミから考えなさいねというために、企業活動を行う企業組織に対する規制ですよね。

それに対して 2~6 というのが共通するとするならば、それは企業が、今度は容器包装を使った、例えばコカコーラボトリングとか、そういう飲料メーカー、あるいは家電メーカーであったり、それぞれで出てくるゴミによって、ゴミにしないようにするためにこのような取組でリサイクルに可能な限り回せるようにするための体制づくりに関する法律ですよね。

ということは、1 と 2～6 の間に大きな、関連はするのだけれども、あえて二つに分けるといったら、1 とそれ以外という形になると思うのです。

分けるとすると、ここで分けて、2～6 までは、基本ラインは一緒だと思うので、一気に審議するか。全部まとめて2～6 までやっていただいた上で全体的に審議するか。それは会長のご判断に委ねていいと思います。

いかがですか。説明しづらい、逆にご質問されづらいということであればあれですけども、そういうことではないかと思ったのです。

(河西会長)

わかりました。

それでは、ここで一旦皆様のご質問などを受けて、そのあと 2～6 まで一気にいきたいと思えます。

もう一度、今回のどこの部分の権限を移譲するのかということを確認してください。

(事務局)

資料3 でご説明申し上げます。

1～6 まであるのですが、中程に「提案検討(候補)事項」とあります。今、岸本委員がおっしゃられたとおり、大きく分けると 1 と 2～6 というふうに区分できるのですが、いずれも国で業者に対して義務付けているガイドラインがあり、それをきちんと守れているかどうかというところで指導・助言や勧告、守られていないことの公表。それでもだめなら命令、さらに罰則というような形が全て、ほぼ同じ構成で業者に対して義務付け、規制がされている。この指導・助言・勧告・命令、それから報告の徴収を受けたり、立入検査を行うという、現在国で行っている事務を、道でできるようにできないかをご検討いただきたいと考えています。

補足的になりますが、今の一つ目の資源有効利用促進法は、先程岸本委員がおっしゃったとおり、製造の段階でリサイクルやリユースされることを見越したつくり方をしようということを製造メーカーに義務付けているというものです。先程、表示の話をしました、それ以外にも最初から分解しやすいような設計にしろというように含め、製造段階でできることを義務付けているというのが一つ目の法律。大きく言うとそういう形になります。

次に 2 番目以降のご説明をいたします。

容器包装リサイクル法です。参考資料3 の 4 ページをご覧くださいと思います。

こちらは、法の概要の資料です。ゴミの削減やリサイクルの促進ということで、この法律ができるまでは一般ゴミの容積の 6 割を占めていたと言われている容器包装の部分について緊急的な課題としてゴミの減量化を図らなければということ、資源としても有効に使うということのできた法律になります。

容器包装を含む一般廃棄物の収集処理というのは、市町村が行っております。その収集、あるいはリサイクルというプロセスに、消費者や、事業者を関与させたサイクルをつくっていかうというのが特徴の一つです。分別された容器包装を収集するのは、市町村の責任なのですが、その再商品化は、事業者側の責任という形になっております。

参考資料 2 の 3 ページ目に簡単な図を用意しています。この法律のフレーム・仕組みの部分です。

まず、消費者については、容器包装の部分を分別してゴミとして排出するという責務があります。さらに、その下の市町村の段階は、その分別して出されたゴミを、分別されたとおり分別収集する責務があります。

法律上で特定事業者と呼ばれる事業者があるのですが、右上の○のところですが、容器包装の製造者、例としてペットボトルの飲み物を具体的に載せています。容器包装の製造者というのは、ペットボトルそのものをつくっている製造者。内容物の製造者、これは、飲み物そのものをつくっているメーカー。それから、流通・輸入業者。こういった三つの区分があるのですが、こういったものを総称して特定事業者と呼んでいます。一定の小規模な事業者には、適用除外があるのですが、こういった事業者には、容器包装を再商品化、リサイクルする義務が法律で義務付けられております。

ここで丸くお示ししている図の中心に、指定法人というのがあります。一番よく使われているパターンとして指定法人ルートと呼ばれる方式があります。特定事業者、メーカー側は、国によって指定されている指定法人に対してその義務を果たすべく、委託の形でリサイクル費用を払います。その費用を負担したことで事業者は義務を履行したことになる仕組みになっています。さらにリサイクル事業者というのが右下にあります。ここが実際にペットボトルを細かく分解したりペレット化したりするような業者になります。市町村で集めたペットボトルを、指定法人は、リサイクル事業者に委託する形で、処理する。その処理されたペットボトルを原料として再資源化されたものは、改めて特定事業者が製品として生まれ変わらせるという形になります。

主務大臣は、そうした再商品化の義務を果たさないメーカー・事業者に対して、勧告、公表、命令を行います。それでも義務を果たさない場合には、罰金に処せられることとなっています。

これらの権限の行使の際に事業者から、報告を求めたり、立入検査を実施するという権限も大臣にはあります。ここが移譲を求める検討対象の権限の大きな一つになっております。

その下に、もう一つ囲みで一定量以上の容器包装を使用する事業者というのがあります。特に最近追加された項目で、レジ袋の対策ということで、スーパーや小売店でレジ袋が大量に出ているということで、そこに着目した取組が新たに法改正で平成 18 年に加えられています。レジ袋を使うかどうかのレジでの声かけや、レジ袋そのものの有料化などで容器包装の量を減らしていこうという取組です。

また、一定量以上大口の容器包装を出すメーカーや小売店に対して、国に対して定期報告を出しなさいという義務が加わっています。あるいは、その取組が著しく不十分な場合には、この一定量以上の容器包装を使っているメーカー・小売店に対する勧告・公表・命令・罰則、こちらにも同じような行政上の措置が法律上で規定されています。これも同じく今回検討対象としている事務・権限です。

今、ご説明した容器包装を多量に使う事業者に対する命令については、先程の法律のときにもご説明をしたのですが、ここも事前に審議会の意見を聞くということが法律の中で明記されております。

こういったように容器包装については、メーカー側にリサイクルする義務付けがされていて、その義務を果たしているかどうかについての指導監督の権限、これを移譲の検討としております。

続いて、家電リサイクルの関係です。参考資料3の6ページ目になります。

家電の関係ですが、従来、廃家電と呼ばれる使用済みの家電の大部分は、ゴミとしてそのまま市町村の段階で埋め立て処分されていきました。先程来申し上げておりますとおり、最終処分場が不足しているというのが深刻化しております。それから、その廃家電の中にも有用な金属が多く含まれている。鉄やアルミなどが多く含まれているまま捨てられるのはもったいないということもありまして、左側の(1)のところにありますが、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目がこの法律の対象となる家電製品とされています。

これらの廃家電につきましては、消費者が収集運搬経費、リサイクル経費を負担して、主に小売業者が買い替えの際に引き取る。買い替えのときの引取義務が小売業者にあります。それから、製造業者・家電メーカーは、それをさらに引き取って再商品化していくという義務が法律で規定されています。これらの義務をきちんと果たしているかどうかの指導・監督がこの法律での移譲検討の対象となる部分です。

参考資料2の4ページ目に法律の仕組みがございます。

先程申し上げたとおり、排出者というのは消費者です。ここから出された廃家電が小売業者、一部市町村を通りますが、小売業者で引き取られて、さらに最終的には、製造業者・輸入業者まで引き取られて再商品化される。家電からみるとこのような流れになります。

左側に国という括りがあります。ここで、今、ご説明したうちの主務大臣の権限として、小売業者の義務がきちんと果たされているのかどうか、あるいは、引取料金に対しても不適切ではないかどうかという観点で勧告や命令の措置というのも法律上規定されております。

それから、一番下の囲みのところで製造業者・輸入業者の廃家電の引取義務。あるいは、再商品化義務に関して、同じように料金も含めて義務違反に関する指導・助言、勧告・命令といった措置があります。

真ん中の囲みの小売業者・製造業者等への報告徴収・立入検査。これらもこうした義務

が履行されているかどうかを判断する上で、大臣に権限として与えられております。これら上から三つの囲みの部分について検討対象となっているのがこの法律についての説明となります。

続きまして、自動車のリサイクルに移ります。参考資料 3 の 7 ページをご覧くださいませ。

左上の③目的というところにございますが、自動車メーカー、輸入業者、解体業者等にそれぞれの役割分担を法律で義務付けており、廃車となる自動車のリサイクル、適正な処理を図っていくという目的となっております。

対象は、一部を除くほぼ全ての四輪の自動車ということで、この法律では二輪車、あるいはキャタピラーがついているような特殊な自動車は対象外になっております。通常走っている四輪自動車が、この法律の対象となっております。

廃車になる自動車には有益な資源や部品があります。それを回収して有効に活用しようというもので、そのページの左下の図にあるとおり、エンジン、冷却液、バッテリー、オイル、タイヤ、ボディー、そういった数多くのものを部品としてリユース・リサイクルすることを自動車メーカー等に義務付けております。

7 ページの右側に全体のリサイクルの図があります。国や都道府県の部分が見えにくいので、そこを盛り込んだものを参考資料 2 の 5 ページに掲載しております。

自動車リサイクル法の概要です。右側に縦に一列に並んでいるのが廃車となった車両の流れです。所有者から引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者と流れていきます。そういった中で、各段階で、エアコンのフロンガスの類や、エアバックなどが順次自動車メーカーへ引き渡され、リサイクルされていきます。最終的に解体後の破砕された自動車ガラについてもシュレッターダストとしてメーカー側に引き渡されていくということになっております。

こうした一連の流れの中で、解体・引渡し等に要する費用については、所有者が負担をして、その左側の資金管理法人に料金を預託されます。そこで一括管理をされて、左側の自動車メーカーがフロン類の回収業者や解体業者などにそれぞれの段階で回収料金として支払いをする一方で、その資金管理法人に対してメーカーから請求して、最終的にはお金がメーカーまで流れていくというような仕組みになっております。

引取、フロン類回収、解体業者、破砕業者、左側の自動車メーカー、輸入業者は、それぞれ、次の段階への引渡・引取義務、つまり渡す義務と受け取る義務と両方が法律の中で課せられております。

右側に並んでいる解体段階の業者は、小さく矢印で登録や許可とありますが、現在、この法律でこうした業を営むにあたって所在する都道府県の知事、保健所設置市であれば市長との間で、その業を営むことの届出、許可制がこの法律の中で定められております。そういった一連の業務の中で、先程申し上げた引渡・引取義務、あるいは解体行為の中での実施の状況に関する指導監督、業者に対する指導監督は、今の制度でも知事の権限として

定められております。

今回、移譲の検討をいただくのは、この法律の中では、現在、資料でいう左側で国が行っている自動車メーカー等に対する措置・勧告・命令・指導・助言などです。

付け加えますと、そういった意味でいくと、北海道内にここで対象となる自動車メーカーというのは、現在は存在していない。下請けなどは対象外で、いわゆる大きな国内自動車メーカーに対する国の権限なので、この法律で今国が行っている権限について、道内には対象事業者が存在しないというところまで確認がとれております。続きまして、小型家電リサイクル法に移ります。資料3の8ページ目をご覧くださいと思います。

小型家電のリサイクル法は、今回、検討する中では一番新しい法律で、今年の4月に施行されたばかりとなっております。

③目的という欄です。先程、家電リサイクル法で4種類の対象家電を説明しました。それ以外の小型電子機器等も、利用されている金属など、有用なものが回収されずにそのまま廃棄されている状況に鑑み、再資源化の措置を促進しようという目的で制定された法律になっております。

ちなみに、国の資料によりますと、この法律ができる前の段階では、一年間に発生する使用済みの小型家電が年間で65万トンほどあり、その中には、有用な金属が28万トンも推計で含まれています。金額に換算すると844億円相当というデータが国で公表されております。最近、よく都市鉱山と言われますように、小型電子機器に含まれている鉄やアルミはもちろん、貴金属類、レアメタルなど再資源化可能なものは適切にリサイクルしているという趣旨の法律になっております。

参考資料2の6ページをご覧くださいと思います。

上の囲みのところに制度概要とございます。使用済小型電子機器等の再資源化事業を行うとする者が事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで廃棄物処理業の許可を不要とする特例があり、そうした特例措置を設けることで再資源化・リサイクルを促進しようとする制度です。

この認定事業者なのですが、直近5月の国の資料では、全国で35の事業者が国の認定を受けているということです。

そのうち北海道をエリアとして活動されているところが5社。さらに、北海道内のみで活動しているものは、そのうち2社となっているのが現状です。

それから、対象品目です。二つ目の囲みのところにございますとおり、我々一般消費者が通常生活の中で使用している電子機器その他の電気機械器具のうち、収集の効率性等を考慮して政令で個別に指定されております。

例としてカッコ書きで載せておりますが、パソコン・携帯電話・デジカメ等々を政令で列記しております。これ以外の通常家庭で使用している電気や電池で動くような製品も、かなり幅広く対象となります。

こうした廃棄される小型家電については、消費者は、まず分別して排出する責務がある



とされており。その後、自治体や家電量販店、さらには認定事業者の回収拠点、こういったところに集められてきます。市町村の部分では、その市町村によっても回収方法はそれぞれ違っているようですが、公共施設などに回収ボックスを設けるような形で対応している例が多いようです。

さらには、家電量販店の店頭や、回収拠点が事業者によって設置されている例があるということです。

さらに真ん中辺りに集積所というところがあります。ここに集められてから中間処理を経て、最終的には、その金属を取り出して再資源化して、さらに製品化していくという全体のサイクルになっております。

この図の中でいう集積所から以降の再資源化の事業について、国が認定した認定事業者が適切に事業を実施しているのか、一番下の右側にありますが、国が指導・助言、報告徴収・立入検査などを実施する権限が法律で定められていて、ここをターゲットとしたいということです。

ちなみに、他の法律とは異なり、勧告・公表・命令という措置は、この法律には規定がなく指導・助言と報告徴収・立入検査までということになっております。

それから、最後に食品リサイクルの関係です。仕組みは、ほぼ同じなのですが、参考資料3の9ページ、左側に③目的とあります。食品関連事業者等から出される食品廃棄物を抑制しよう、減量化もしようということで、最終処分場に回る量を減らすことと併せて、肥料や飼料としてリサイクルを図ることを目的としております。

その下の(1)のところにあります。食品の流通課程・消費段階で出てくる食品の売れ残りや食べ残し、製造、加工、調理の段階で出てくる残渣が対象となる食品廃棄物等と呼ばれるもので、家庭から出てくるものは対象外です。あくまで事業活動の中で出てくるものが対象です。

対象となる食品関連事業者には、食品の製造、加工、卸売・小売、例として食品メーカー、八百屋、百貨店、スーパーや、食堂、レストラン、ホテル、旅館といった外食産業があります。この食品関連事業者にどういった義務付けをしているのかということは、参考資料2の7ページ目をご覧くださいと思います。

食品リサイクル法制度の仕組みということで、左側の上のところに二重線の囲みで、「食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の策定」とあります。先程も他の法律でもありましたが、事業者に対して守るべきガイドラインを国が定めます。

これに基づいた取組がされているかどうかということで、下に矢印が三本ほど伸びております。食品関連事業者という横長の囲みがあり、先程申し上げた食品メーカーなど法の対象となる事業者に対してその判断基準と照らしてどうだということで指導・助言、あるいは勧告・命令、左端に二重で囲んであります報告の徴収、立入検査といった指導・監督を今は国でやっております。ここの権限が今回検討対象としてご検討いただく部分です。

横長の囲みの中に、もう一つ二重で囲みがあります。前年度の発生量 100 トン以上、い

わゆる大口の事業者に対しては、国に対して定期報告する義務が法律で定められていて、これが右側の二重囲みの中でございます。

FC 事業というのは、フランチャイズです。こういった全国的に活動するような大口の事業者に対しては、食品廃棄物をどれだけ減らしたいのか、どれだけ出したというようなことを国に対して定期報告する義務が規定されております。

参考までに、一番下のところに再生利用事業者の登録制度や再生利用事業計画の認定制度の取組円滑化措置という項目がございます。

こちらについては、実は、昨年3月の第51回のときにこちらの委員会で道民アイデアとして検討した経過がございます。その際には、ここの登録制度や認定制度の部分についてご検討いただいた結果、事業者としてのメリットの薄さや、実態として産廃で処分したほうがコストが安いといった部分で、道の施策に活用するには難しいのではないかとということで、検討は一旦終了となっております。

今回は、その上の部分の指導・監督の部分がこの法律についてご検討いただく内容となっております。

(河西会長)

議論するポイントとしては、リサイクルに関して、より検討を深めて権限移譲を特区提案としてまとめていくべきかどうか。その方向に関して今日はご審議いただきたいと思えます。

(寺下委員)

素人ですけれども、ヨドバシカメラとか、指導などを対象が全国展開しているような企業には、札幌支店で何か問題があったときには本店のほうに指導をするということでしょうか。道内展開していない企業、全国展開しているような事業者で指導するのは支店といたしますか、企業の会社の持ち方、札幌ドームのように完全に独立させているようなところはどのようなのでしょうか。

(事務局)

基本的な考えとしては、複数の県にまたがるような事業者については国が、道内で完結する部分については知事がという分けになると思えます。

全国展開しているものを道の機関が全体を把握するという事は難しいので、道内限定の会社に関してということですか。

(寺下委員)

家電リサイクルになると、小売りと引取と再生利用という段階があって、それぞれに指導をしていくときに、確かに売っているのは道内けれども、それを持って行って加工し

ているのは道外の業者というようなことがあり得ると思います。そうすると、目に届かないような、一貫したところのメリットは薄くなるのかなど。

(事務局)

そういう観点からみると薄くなる場合があるかもしれません。

効率性という観点から考えると、国がやっていた方がいいのか、都道府県がやった方がいいのか、判断はいろいろあるかと思います。

(河西会長)

そもそも、個別の企業などに関係する細かいところまで国がやるようになった経緯は、どのようなところなのでしょう。

(事務局)

産業廃棄物の不法投棄の問題や、ゴミの処分場に対する住民訴訟が全国で起きているなど、いろいろな問題があって、国で細かく見ていかなければならないという社会的要請とあった中で出てきています。

そういった部分があって国としては環境の部分により細かく入っていかなければならないと考えるようになってきているということだそうです。

(河西会長)

ガイドラインなどを全国統一でつくる。それは国がやるのはわかるのですが、細かいところの個別の事業者までというのは、都道府県にというのはどうかという話をされていたのですが。

実際に、一部の業者の登録とか許可というのは、都道府県でということですね。

(菊池副会長)

今、会長がおっしゃられたことと逆なのです。

今、それを国がやっているものを北海道でやらなければならない理由をはっきりさせなければならないだろう。要するに、都道府県でやる理由が必要だろうということ。

この話は、個人的には賛成なのです。でも、やっていくとしたら相当なハードルと相当な検討が必要だということが想定されます。

これを進めるにあたって、今まで一つの要件ということよりも、北海道がどうありたいのでこのようなところの権限をくださいというような言い方になるのではないかと。

例えば、木材をこう使いたいからこの認定をという個別のことよりも、北海道内でリサイクルする意義とか、北海道内での特徴とか、そのようなことが背景に必要なのではないだろうか。

要するに、これを対象とするためには、非常に幅広で思想的だと思うのです。北海道の施策と北海道の思想みたいなものが新たに、今言われたように、なぜ最初から国がやったのかという疑問はあったとしても、今現状はそうなっているわけです。

そうなったとしたら、これをさらに突き進めるために我々にくださいということの思想のグレードは結構高いのではないかと思います。

そういうことを考えると結構手間のかかる、しかもタフな議論になるなという感を受けました。

これは、道の部署内から出てきた提案なのですか。

(事務局)

これは、国の出先機関のあり方見直しという中で、国自身が、こういう仕事は都道府県にやらせてもらってもいいと出してきた部分が立入検査、報告徴収の二つです。ただ、全国知事会は、それだけではなくて命令などまで都道府県にくださいというところで意見が合わなくて、事実経過としておりてこなかったというところでは。

(菊池副会長)

合わなくておりてこなかったのですね。

(事務局)

国は、命令まではおろさないということで、都道府県側は報告徴収と立入検査だけだと権限が中途半端なのでいけないということです。

(菊池副会長)

命令はだめだと言っている理由はなんですか。

(事務局)

それは、本省がやっているということです。報告徴収と立入検査は、北海道にあるそれぞれの省庁の出先機関でやっているのだから、それについては、都道府県に渡してもいい。

でも、命令という部分は、本省で全国統一というような観点から処分をやっているのだから、都道府県におろせないという理屈です。

(河西会長)

コストのかかるところを地方に持ってきて、その権限のところはおろさないといったところですね。

今、菊池副会長がおっしゃったように、これを全部もらってくるとなると理念が必要ですね。

(事務局)

これから移譲のメリットを説明するところなのですが、北海道でやって何がよいことがあるのかは、一番説明が難しい部分だと思うのです。今、国がやっていて何か支障があるのかというと、たぶん特に支障は何も感じていない。では、それを北海道がやることによってこんなによいことがあるということはどう構築するかが一番難しいところです。

特に、行政側だけではない部分の理由の説明が非常に難しいというか、行政側としては、地方分権という考え方で、できるだけそういう事業者に近いところで決めるというようなものもあります。

行政側としては、所管省庁がいくつもあるのですが、北海道にきたら道庁だけで対応できるといったものがあるのですけれども。ただ、事業者にしてみれば、多少申請が迅速化するということはあるのですけれども、大きなメリットはなかなか説明しづらいというのは当初からハードルとしてあると考えています。

(河西会長)

先にメリット・デメリットの説明をしていただき、それから、またご質問ということにしたいと思います。

(事務局)

核心的な話が先に出てきてしまったような感はあるのですが、継続して資料 3 でご説明をします。資料 3 の左半分の説明は先程までということで、残る右半分についてです。

ただ今ご説明したとおり、個別の法律の中の行政措置という仕組みの部分については類似していることから、移譲によるメリットや課題のところはまとめて整理しております。

話は重複しますが、元々今回検討候補となった経過は、国での地方分権の 4 次一括法の検討過程で、途中の段階までは国でも報告徴収、立入検査の部分については移譲を検討された経過があります。その後で、さらに、それだけではなくて指導・監督の部分についても知事会を通して求めた時点で、それだったら移譲できないというように最終的には 4 次一括法に盛り込むことが見送られた経緯があります。

さらに、この後の議題でもご説明しますが、国の地方分権に関する提案募集で、いくつかの県、あるいは、関西広域連合などから、こういった一連のリサイクルの関係の権限の移譲要望が今年出されたところなのです。

資料のメリット・デメリットの欄には、国と県のやりとりの中から主旨を要約して載せています。

移譲のメリットにつきましては、先程来ご説明しています 3R の推進に関して、今、道庁もそうなのですが、都道府県の役割としては、直接の事業者とのやりとりは行っていないような状況で、専ら施策の PR、制度の普及啓発取組になっています。今回の検討候補とな

っている権限の移譲を受けることで循環型社会の実現に向けた施策が、片方の廃棄物処理の関係は都道府県、あるいは市町村まで権限がおりていますので、そういったものと合わせて3R全般の関連施策が一体的に展開されることが可能となるのではないかとということが一つ挙げられます。

それから、先程ご説明した報告徴収や立入検査のみではなくて、指導・助言・勧告・命令、こういったものまで一連の行政措置として法律に関する事業者に対する義務付けの履行の担保措置として実施することが可能になるということも言えるのではないかとというのがメリット欄に記しているものです。

それから、デメリットと課題等の欄です。こちらは、他の県からの移譲要望に対する関係府省からの回答から要約したものです。最終的な今年の提案募集の結論は、まだ出ていないのですが、中間回答からの抜粋・要約になっております。

共通部分に下線を引いているのですが、全国統一的な観点で国が実施する必要があるということで、少なくとも現時点では、各府省の回答は対応不可、移譲は困難であるという状況です。

国の考え方の背景には、廃棄物処理については、廃棄物というのは元々発生元である住民に身近な地方自治体のレベルで適正に処理されるのが望ましいということで市町村なり都道府県の権限としているのだけれども、リサイクルについては、3Rの推進という部分は、再資源化や、原材料として再度活用していくために、「規模の経済」というような言い方もしているのですけれども、より広範囲に、大量にそういった資材を集めて中間処理などをして再利用していくという国全体、社会全体でのサイクルを確立していかないと、コスト面からもリサイクルしたものが高かったら売れていかないわけで、リサイクルとして回っていかないということになります。そういった経済面の観点からも全国的に回していく必要があるという考え方が、リサイクル制度の背景にはあるようです。

元々、そういった観点から法の仕組みをつくり上げたので、都道府県に移譲することは、当初から想定していないということが国の現時点の考え方のようです。

先程、いくつかの部分で触れましたけれども、法律でいうと1番と2番、それから6番、こういった中で命令という措置を実施するにあたっては、国の審議会の意見を聴取しなければならないと法律上で明記されていますので、今後、移譲を求めるにあたってこの辺をどのように整理していくかということは事務局としても課題かとは思っております。

審議会を経なければならないということは、国もそれなりに慎重な対応が必要と認識しているであろうということがあり、そこについてどうするかというのは一つの課題かと思えます。

そういったものを含めて今後ご審議していただきながら、移譲という形を方向性として見出していく場合に、国が回答で示しているような部分についてどう返していくかというような理論構築が必要になってくると思います。

例えば、国の回答では全国統一的な観点ということがよく出てくるのですけれども、リ

サイクルの全体のあり方としては、より広範囲でというのはそのとおりにかなというところもあります。

ただ、それにあたっての個別の事業者に対する指導などの措置について、先程寺下委員からもお話がありました個別の事業者に対する部分と全国統一的な部分、あるいは、またがるような部分をどのように整理するかを含めて、国の回答の中で抽象的な部分や、具体的な支障、実態が不明というようなところもあって、現時点で委員の皆様にも方向性と判断をいただくだけの材料はなかなか揃えきれていないというところもございます。

そのため、今回は、情報の提供という形に止め、次回の委員会までに可能な限り情報をさらに集めて論点整理を行っていただければと考えているところです。

(岡田委員)

これを移譲されることによって北海道にどのようなメリットがあるかというようなことでしたけれども、6番が移譲されたときに循環型の社会がもっと北海道で促進されるというようなことはあるのでしょうか。

積極的にそのようなことはできるのでしょうか。

(事務局)

国の基準を使うことが今のところは基本となりますので、大きく他と違うということではないかと思えます。

ただ、北海道が責任を持ってそれに対応できるということが一番大きいことで、特にこの分が充実するというのは、今の時点ではわからないと思っています。

ものによってといいますか、自動車などは自動車メーカーがないので、そもそも権限をもらっても何もできないということになります。

食品であれば、食品を肥料や飼料に使う場合に、他のものに比べて全国広く動くというものではないと思うのです。そういう観点から、北海道は食産業立国、食品産業と観光と農業もあってというので、食という部分に北海道の魅力、特化するところがあるので、この部分については、北海道で一環してやるという考え方もあると思うのです。

他は、ペットボトルをつくるにしても、要は全国に動いていくので、北海道でやってもあまり実効性がないけれども、食品の循環の部分に関してはそういうメリットがあるのではないかと思えます。

その辺は、道で全くやっていない仕事なので、実態がよくわからない部分もあって、取っかかりをどうしたらいいかというのは非常に悩ましいところなのです。

(河西会長)

これまでの議論からすると、道民の方々にとってどのようなメリットがあるか。そこが見えにくいところです。指導・監督の部分が国から道に移ったら、事業者の方々はどうい

う利便性があるのか。

あとは、コストの問題。以前、北見市で水道の問題が起こってから、水道にかかる権限を引っ張ってきたところ、国から付いた予算がほとんどなかったということで、労力だけについて予算は付いていない。そのような対応もあるということで、今回もこういった指導・監督の権限を国から道に移すとなると、かなり広範な業務が発生する。それを誰がやるのか。それは、大体どの程度の予算が必要なのか。こういったところも審議していただかないと、なかなかメリット・デメリットの評価は難しくなるのではないかと思います。

(岸本委員)

問題となっているのは、国がおろせないといっているところというのは、各個別の法律に対する違反があった場合の命令、あるいは違反がないかどうかの立入検査権限。その立入りはいいけれどもというような、手足になる分にはあげるよ。ただ、最終判断の一番強いところは絶対に渡さない。そこの部分で綱引きをやっているわけです。

一応、この枠組みの中では、会長も各委員の先生方もおっしゃっている北海道にとってどのぐらいのメリットがあるのかという議論が出てきてしまうと思うのです。

あえてこれをやれというつもりではないのですけれども、他方で、この法システムにはのっかります。ただ、この法システムを前提にしつつ北海道独自にゴミを減量化するように消費者や事業者を誘導していくために動く権限は与えてくれという余地は、今なお残ってないわけではないと思うのです。

1点わからないのです。容器包装リサイクル法などを見ると、ほとんどが指定法人ルートで処理されているのが通常です。

そのときに、仕組みはよくわからないのですが、日本容器包装リサイクル協会という指定法人に対して、事前にお金を払うわけです。おそらく、全国一律でリサイクル協会は処理料というような形でお金を取っているわけです。ここで、いくらで料金を払わせるのか。

ペットボトルの場合は、一本あたりいくら。アルミ缶の場合は一本あたりいくら。おそらくリサイクルの技術ですとか、そこにかかる経費にはデコボコがあると思うのです。

そこでお金が決まっていると思うのですけれども、これに対しては国が料金認可制を取っているのですか。

もし、ここの部分を日本容器包装リサイクル協会という指定法人がこの料金を決めているだけだとするならば、北海道が独自に指定法人に対する監督権限のうち、たとえばリサイクル料金というものについて北海道独自に、家庭ゴミの半分がプラスチックというのであれば、プラスチックの容器包装というものを使ってものを売る場合には、環境にやさしくない素材を使っているから、それだけ委託料を高く設定する。あるいは、ビン、そういう環境にやさしい容器包装を使う場合には、その処理料、委託料を下げる形で北海道が指定法人のほうに入っていく。そうすることによって事業者が、より委託料が安い。あるいは



は、より環境にやさしい素材で飲料水などを売っていくように北海道として誘導していく。

他方、ゴミ収集というのは市町村の廃掃法上の権限になっているので何とも言えないのですけれども、プラスチックなどというところについては、それを処理するときにはお金がかかるからというところでゴミの袋の料金を上げる。逆にいうなら、ビンなどの環境にやさしいものだったら料金を下げる。そういった形で誘導していくシステムを北海道独自に構築したいから、ここの部分を、指定法人に対する監督権限の全てとはいわないけれども、そういう処理料金の上げ下げというところで、北海道に独自の判断権限を与えてもらえないかとか。そういった形であれば道独自として入っていく。

おそらく国も、そういう命令権限を委ねろというところまではきていないので、国としても、うんと言いやすい部分は、まだ一部残っているのではないかと思わなくはないのです。

先程言った指定法人に対する処理料の決め方は、何とも不透明なところがあるので、これを北海道に権限をおろしてくれ。おろす前に、どのように誰が決めているのかという問題があるので何とも言えないのですが。この指定法人が勝手に決められているとは思えないのです。

ただ、その場合、ここの料金の上げ下げ権限だけでも認めてもらおうと、おそらくは、若干でも変わるかな。

ただ、今申し上げたのは、自動車という他のところにはあてはまらない。容器包装のところだけなのですけれども。

それを札幌市などと、あるいは道内の自治体、収集業を行っている自治体などと連携しながらゴミを可能な限り減らすような商品を消費者が選ぶように、そういったゴミにならないような容器包装を使うようにそれぞれ誘導したい。そういう形でもっていけば、まだ検討の余地はあるかなと思ったのですが。

それにどのくらいのメリットがあるかといわれれば非常に難しいのですけれども、視点を変えたらどうかと思ったのです。

(事務局)

次回までに、それぞれ全部ということではなくて、この部分であればこういうメリットを示せるというものを、もう少し実態を調べさせていただきたいと思います。

車のようなものは、これ以上検討してもしょうがないところがありますので、リサイクルの中でも食品であればこんなメリットが出せるとか、今おっしゃられた容器の部分であれば、北海道内でも、ある程度止まっているとか、調べさせていただいて、再度見直させていただくということによろしいでしょうか。

(河西会長)

今、岸本先生がおっしゃったことは、移譲のメリットのところに消費者への啓発に加え、

単純な啓発活動だけではなくて、きちんと行動を誘導するためのインセンティブとして何らかの監督・権限を移譲してもらえれば、それがうまく道民の行動を誘導していける。そこにつながるのであれば大きなメリットです。

その辺りも含めてメリット・デメリットをご検討いただいて、次回にご説明していただきたいと思います。

(太田委員)

私は、昨年度、札幌市の行政評価委員をやっています、そこでリサイクルが取り上げられたので詳しく勉強をさせていただきました。

リサイクルは、とてもお金がかかるのです。

札幌市は、ものすごい予算を割いておられます。リサイクルした方がお金がかかるのです。それは、きっと国の法律があって、そのとおりにしなければいけないから、そのとおりにやるととてもお金がかかる。

何が高いかという、リサイクルするときの 1 本いくらというお金が高かったのです。そこのお金の決め方というのは、法律で決まっているのか、それとも何か業者さんが決めておられるのか。その辺りはご説明いただけなかったのですけれども、それが岸本先生がおっしゃったようなどこかの財団等が決めておられるのか。

国が決められているのであればこちらは法律なので聞えないのですけれども、本当にそこまで国が決めた方法でリサイクルする必要があるのか。そこまでコストが 1 本ずつかかるのかといった疑問がありましたので、その部分で北海道での監督権限といいますか、どういう持っていき方がいいのかわからないのですが、コストを下げられるように何とかなると実際の予算が減ると思います。

確か、リサイクルでは、富良野市が全国的には先進事例を持っておられて、全国に講演に行っていらっしゃると伺いました。

先進事例で 13 分別しているというのは他にもあると思うのですけれども、どの辺が先進事例で全国に受け入れられているのかというところで、何か北海道なりの管理の仕方、権利のもって行き方のヒントがあればいいなと思いながら伺っていました。

話を戻しますと、結局は、私たち道民に一番問題になっているのはコストの部分で、道民は知らないというところが一番大きな問題だと思いますので、コストを下げるという部分をもう少し調べると、取ってこられるものがあればいいなと思います。

(菊池副会長)

今、太田委員も岸本委員もコストの話を言われました。

コストの話は置いておいて、私は、相当仕事として近いです。食品リサイクルなどはバイオマス政策と直接関係しています。やれることはたくさんあるだろうなと思います。具体的なアイデアはあるにはあるのです。

流れとして環境エネルギー、食の安心・安全、廃棄物というのは、北海道の主なテーマでもあります。

そういう意味では、非常に合致した取組になるのだろうということは予測される一方で、本来であれば、この話は、どこか自治体なり、活動している NPO であったり、そういう人たちが、我々はこのようにしてこのようにやりたいのだけれども、こういうことだとやれないんだよねと。そのようなもの、例えば北海道らしい新しいシステムの提案とか、そういう思想が背景にあって、その背景を実現するために全国統一であってはまずいというようなことがなければ、この全国統一でなければならないと言っている人たちに對抗できないと思うのです。

そここのところは、非常に今回の流れは政策的だと思うのです。

現場からの話というよりは、どちらかという政策としての位置付けが必要になってくる。

だから、理論武装なり、これを推進していこうとすると相当な覚悟がいるだろうと思えるのです。

そうでなければ一つのハードルを超えるだけ。これは、縦長なのか横長なのか、縦にも横にも長いハードルという感じのハードルです。検討は慎重に。しかも、横広がりであれば本州への事業者、縦広がりであれば NPO から、事業者施策に対するところまで説明をしなければならぬ。

そのようなことがあるので、そこら辺は検討の深さといい広さといい、結構必要なのだなと思っています。

ただ、一定レベルの食品リサイクル系では、このようなことをやれたらいいよねというようなアイデアとしてはあるので、全部がなるかどうかはわからないですけども、検討してみる価値はあると思います。

(河西会長)

今回のリサイクルに関連したものに関しては、可能であれば、その中でいくつか 3 月の答申に向けてまとめていきたいというようなスケジュールでやっていきたいところです。

今、菊池副会長がおっしゃったように、指導・監督権限を移譲してくるだけではなくて、もう少しリサイクル全体の理念を踏まえた上で考えていくと、もっといろいろなものが権限として移譲されて、道の政策として推進していくことが可能ではないかと思えます。

ただ、今回に関しては、時間的な制約から、まずは、国から報告徴収と立入検査に関して、それは都道府県におろしていい。では、それに付随した指導・監督・助言、そういったものの権限を一緒におろしてもらえれば、さらに効率がいいのではないかと。そういった視点で次回までに事務局から検討していただいたものを出していただき議論するということがよろしいでしょうか。

それでは、次回までに事務局でご検討いただいて、この委員会で審議をさせていただ

うと思います。

それでは、次の議事です。提案募集方式について、国から中間まとめとして一定の方針が出されましたので、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料4を見ていただきたいと思います。

前回の検討委員会でも提案募集方式の国からの第1次回答ということでご報告させていただきました。その第1次回答の後に、さらに第2次回答が出まして、それを受けて中間まとめ・当面の方針が10月29日に出されました。

年内に回答が出る予定だったのですが、選挙がありまして、年明けに結論が出るような動きをしているところです。

3ページは、出された提案を当面の方針ということで、別紙1から別紙6の6つのカテゴリーに分けております。別紙1は、実現することを前提に調整を行う提案。別紙2は、実現に向けて引き続き調整をするもの。別紙3は、現行規定により対応可能であるというもの。この3つのカテゴリーは、国の方で、提案の実現に向けて歩み出しているものということで、要するに前向きに動いているものはこれだけあるという見せているものです。218件あります。

別紙4は、まだ論点の整理が整っていないということで、今のところ対応が難しいというものが602件。別紙5は、農地・農村部会での検討。別紙6は、提案団体から再検討を求められなかったものということで、地方側が手をおろしたものが54件となっています。

218件というのは多いと思えるのですが、第1次回答の時点でも3つのカテゴリーに含まれる件数は180件あったものですから、第1次回答から第2次回答に向けての数は、それほど増えていないというのが現状です。

その他、4ページ以降に、別紙1と別紙2のカテゴリー、この二つだけを抽出して、さらに国の第2次回答の概要を参考までに付けております。

特徴的なところで言いますと別紙1のうち、権限移譲の部分をお話ししますと、4ページ目の真ん中より上に745-2という消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲を東京都で求めています。東京都の提案は権限移譲と区域以外に所在する事業者への報告徴収する権限の拡大の2つを求めている、別紙1には区域以外に所在する事業者への報告徴収を、勧告・命令の権限移譲の部分は別紙2に区分されています。

次に5ページの446番割賦販売法です。クレジットカードの発行会社に対する報告徴収・立入検査の権限移譲を神奈川県が求めています。神奈川県は、報告徴収と立入検査だけを求めています。これに先程から出ております命令、業務停止命令、そういう大きな処分権限が一緒になるとだめだという意見を知事会で付けております。国の回答としては、報告徴収・立入検査については、いいですが、それ以外の処分権限については、都道府県への移譲は適さないという考え方を示しています。

ずっと読んでいただければわかると思うのですが、提案県が出した提案にそのままという回答は少なく、通知を出して何とかしようという中身のものが多いということです。

別紙 2 の 9 ページの 455 番、上から二つ目です。提案内容は、これも権限移譲にはなるのですけれども、国の回答は、要するに、都道府県が管理・指導できる体制が整備されてから検討すべきという形で、ニワトリが先かタマゴが先かではないのですけれども、国の考え方としては、都道府県がきちんとできないのであれば、まだ移譲はできない。そのような考え方を持っているのではないか。つぶさに見ていくとそのような国の地方分権に対する考え方がよく見えるのではないかというところです。

(河西会長)

ただ今の説明に関して、ご質問・ご意見があればよろしくお願いします。  
それでは、ご意見がなかったので最後の議題、その他に入ります。

(事務局)

次第には載っておりませんが、次回の委員会の開催日程についてです。  
次回の第 67 回の委員会につきましては、1 月頃に開催をさせていただきたいと考えております。

(河西会長)

それでは、これで本日の議事は全て終了いたしました。  
どうもお疲れ様でした。